



平成24年3月29日

各位

会社名 戸田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 舜三
(コード:1860、東証・大証各第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 大友 敏弘
(TEL. 03 - 3535 - 1357)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針に関し、一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定後の内容は下記のとおりです。(改定箇所は下線で示しております。)

(改定の理由) 平成24年2月13日付「当社連結子会社における不適切な会計処理に関する調査結果等について」添付の第三者調査委員会による調査結果を受け、主にその再発防止策の一環としてグループの管理強化やコンプライアンス体制の整備に係る内容の追加を行うものです。

記

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
- (2) 経営会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
- (3) 業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 社長を委員長とする企業倫理委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、担当部門の設置、行動規範の制定、企業倫理ヘルプラインの開設など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
 - (2) 内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は社長へ報告する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社に適用する行動理念・指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」・「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。
 - (2) 日常的モニタリングを行う部門として関連事業管理部を置く。関連事業管理部は関係会社管理規程に基づき、子会社への支援、指導を実施し、経営上の重要事項については事前協議し、当社取締役会等へ付議する。
 - (3) 監査室は、子会社への業務監査を適宜実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会又は監査役会が指名する監査役の意見を求める。

7. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社の業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な関係を保ち、協力する。